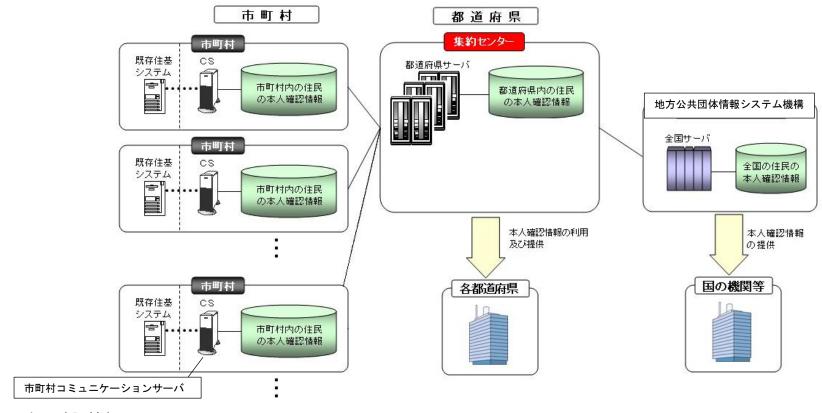
資料 1

福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の 利用又は提供について

1 住基ネットの概要



※ 本人確認情報

住民票の記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、個人番号及びこれらの変更履歴のことをいいます。(マイナンバー制度に伴い個人番号が追加されました。)

2 都道府県における本人確認情報の利用又は提供について

① 本人確認情報の利用

都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、本人確認情報を利用することができます。 (住民基本台帳法第30条の15第1項)

- (1) 法別表5に掲げる事務を遂行するとき
- (2)条例で定める事務を遂行するとき
- (3) 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき
- (4)統計資料の作成を行うとき

② 本人確認情報の提供

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときには、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に本人確認情報を提供 するものとします。

(住民基本台帳法第30条の15第2項)

- (1) 法別表第6に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき
- (2)条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき

3 新たに本人確認情報を利用又は提供する事務を定める理由について

- 〇 令和2年4月から、文部科学省において高校等専攻科の生徒への修学支援制度が創設され、本県においても交付要綱を 定め、高校等専攻科生徒の修学を支援することとされました。
- 本年度は課税証明書等により所得を確認し、専攻科修学支援金の受給資格の認定を行っていますが、文部科学省の方針 により令和3年度からは、基本的に個人番号を利用し、受給資格を認定することとされています。
- 高校等専攻科生徒への修学支援金の支給事務に個人番号を利用するには、受給資格認定申請書に記載された個人番号の 真正性を確認する必要があり、マイナンバーカード等により確認できない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムに より確認することとなります。

当該事務に住民基本台帳ネットワークシステムを利用するためには、条例に本人確認情報を利用又は提供する事務として、専攻科修学支援金事務を規定する必要があります。

- 今回、県、県教育委員会が実施する、高校等専攻科の生徒への修学支援に関する事務において個人番号を利用するために、住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認情報を利用又は提供することができるよう条例の整備を行う必要があることから、諮問を行うものです。
 - ※ 高校等(専攻科を除く)の生徒への就学支援金及び奨学給付金については、本人確認情報を利用又は提供する事務と して、既に法及び条例に規定されています。

本人確認情報を利用又は提供しようとする事務の法と条例の関係

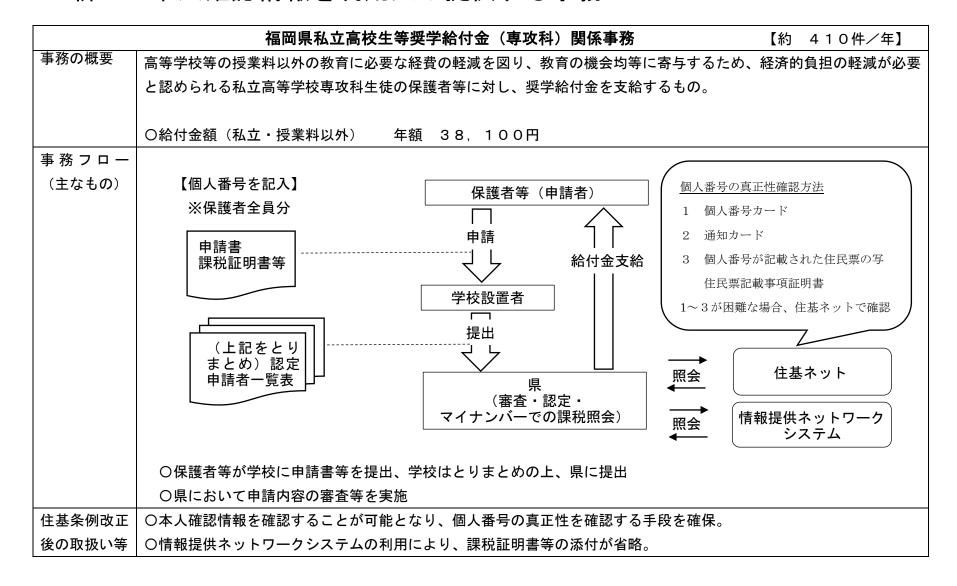
諮問書	本人確認情報を利用又は提供しようとする事務		執行 機関	住基法	住基 条例	住基法 施行細則
	福岡県私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 (教材費等)		知事		0	0
1(1)		専攻科	知事			☆
	高等学校等就学支援金	(授業料)(※)	知事	0		
1(2)	福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の 交付に関する事務(授業料)		知事		☆	☆
	福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する事務 (教材費等)		知事		0	0
1(3)		専攻科	知事			☆
	高等学校等就学支援金(授業料)(※)		教育 委員会	0		
2(1)	福岡県立高等学校専攻科修学支援金の 支給に関する事務(授業料)		教育 委員会		☆	☆

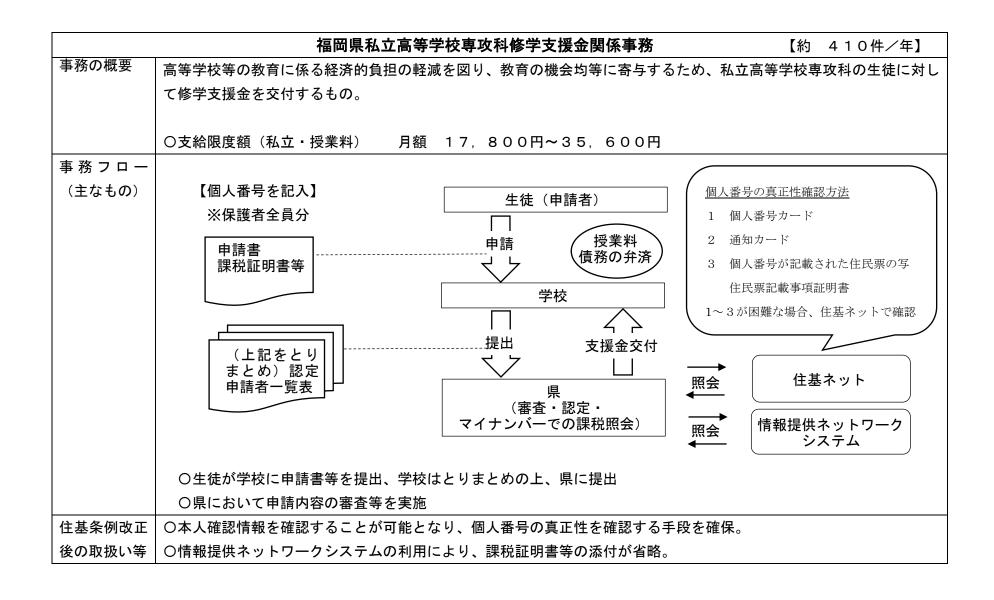
[※] 高等学校等(専攻科を除く)の生徒への授業料支援(高等学校等就学支援金)は既に法で規定されています。

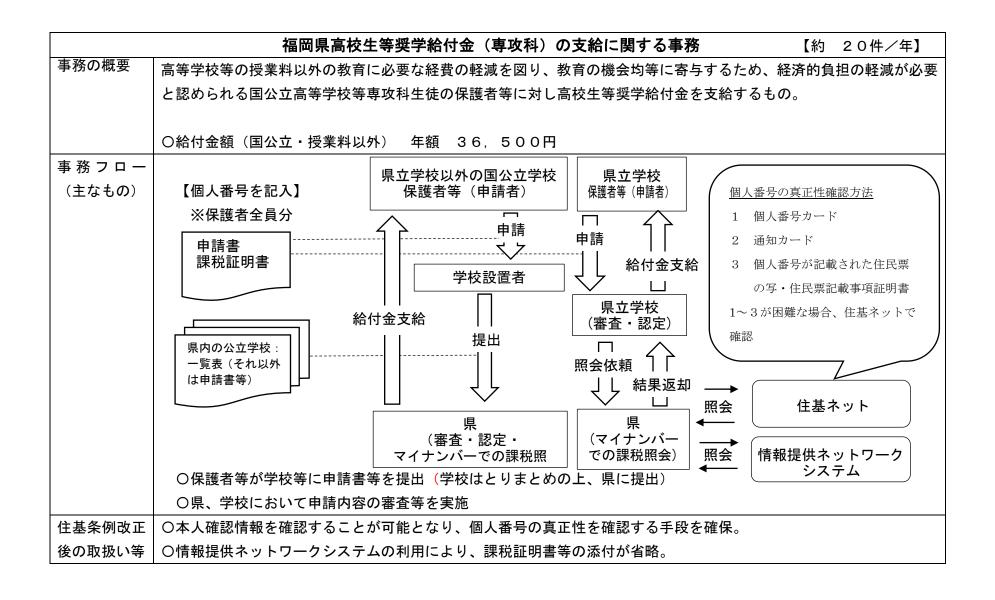
[○] 既に規定のあるもの。

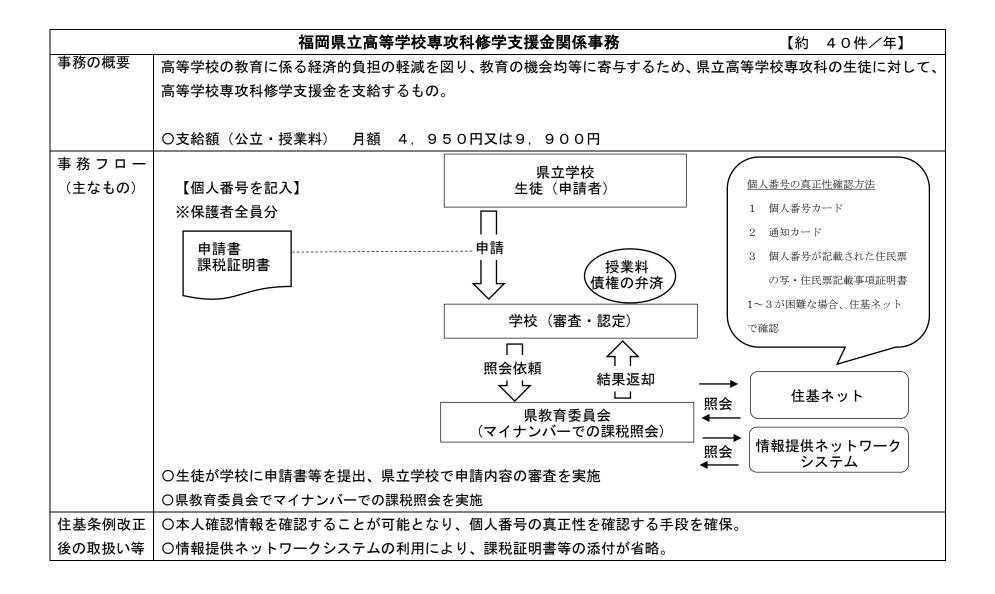
[☆] 今回条例等を改正し事務を追加するもの。

4 新たに本人確認情報を利用又は提供する事務について









[参考] 関係法令等の参照条文

〇住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)

(本人確認情報の利用)

- 第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。次項において同じ。)を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。
 - 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
 - 二 条例で定める事務を遂行するとき。
 - 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
 - 四 統計資料の作成を行うとき。
- 2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲 げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報 を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個 人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。
- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき。
- 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

(都道府県の審議会の設置)

- 第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下この条において「都道府県の審議会」という。)を置く。
- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都 道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し て都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

〇福岡県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福岡県条例第八号)

(審議会)

第七条 法第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会は、福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)第五十 一条に規定する福岡県個人情報保護審議会とする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)

(本人確認の措置)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から 個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければなら ない。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)

(本人確認の措置)

- 第十二条 法第十六条の政令で定める措置は、個人番号の提供を行う者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置とする。
 - 一 住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住 所及び個人番号が記載されたもの
 - 二 前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所(以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。)が 記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項によ り識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律施行規則(平成二十七年/内閣府/総務省/令第三号)

(住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)

- 第三条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、 これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。
 - 一 法第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から個人番号の提供を行う者に係る機構 保存本人確認情報(同項に規定する機構保存本人確認情報をいう。第九条第五項第一号において同じ。)の提供を受けること(個人 番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。
 - 二 都道府県知事保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八に規定する都道府県知事保存本 人確認情報をいう。以下同じ。)に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること(当該都道

府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。

- 三 住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から個人番号の提供を行う者に係る都道府県知事保存本人確認 情報の提供を受けること(当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。
- 四 住民基本台帳に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること(当該住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が個人番号の提供を受ける場合に限る。)。
- 五 提供を受ける個人番号及び当該個人番号に係る個人識別事項について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報若しくは住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別事項を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合(以下「本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合」という。)には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号及び個人識別事項を確認すること。
- 六 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実 施者が適当と認めるもの(個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けること。

〇福岡県個人情報保護条例 (平成十六年福岡県条例第五十七号)

(個人情報の利用及び提供の制限)

- 第五条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報を当該 実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて 当該個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、第二号から第六号までのいずれかに該当する場合において、本人又は 第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。
 - 一 法令に基づいて利用し、又は提供するとき。

- 二 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 三 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政

法人以外の地方独立行政法人に提供する場合において、法令の定める事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当

な理由があるとき。

- 四 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
- 五 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。
- 4 実施機関は、法令に基づく場合、又は公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線による電子計算機その他の機器の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

(設置)

- 第五十一条 県に福岡県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 第三条第三項ただし書及び第四項第七号並びに第五条第二項第六号の規定により意見を求められたものについて意見を述べること。
- 二 第四十一条第一項(第四十一条の二において準用する場合を含む。)の規定による諮問に応じて答申すること。
- 三 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

- 四 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十第二項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。
- 3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(組織)

第五十二条 審議会は、十人以内の委員をもって組織する。

- 2 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第五十三条 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第五十四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五十五条 審議会は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(審議会の調査権限)

- 第五十六条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容 を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めること その他必要な調査をすることができる。
- 5 審議会は、第五十一条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関その他の 関係者に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

○福岡県個人情報保護審議会運営要領

(部会)

- 第二条 審議会に、条例第五十五条の規定により次の各号に掲げる部会を置き、所掌事務は当該各号に定めるところによる。
 - 第一部会(審査請求部会)審査請求事案の審査に関すること。
 - 二 第二部会(住基法·番号利用法部会)
 - イ 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づく本人確認情報の保護に関すること。
 - ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)に基づく特定個人情報保護評価に関すること。
 - 2 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とする